

# 令和 9 年度東京都予算の見積方針のポイント

## 令和 9 年度予算の位置付け

日本の成長を牽引する施策を先手先手で展開することで、東京の飛躍的な成長につなげ、「2050 東京戦略」が目指す「世界で一番の都市・東京」を実現する予算

## 基本方針

- ① 東京が日本の成長を牽引するため、時代の変化・変革を先読みし、  
社会の構造を変えていく視点を持って、未来を切り拓く施策を積極果敢に展開していくこと
- ② 都政運営におけるAXの推進により、都民サービスの質の向上や業務の見直しを図るとともに、  
変化する時代のニーズを的確に捉えた、成果重視の視点に基づく事業の見直しを  
一層推進することにより、強靱で持続可能な財政基盤を堅持すること

## ポイント

- 近年の物価上昇が続く状況を踏まえ、事業者間における円滑な価格転嫁を促進するため、  
物価上昇による所要額を確実に計上
- 原則としてゼロシーリングを継続する一方、メリハリをつけた要求を後押し
  - ・ 「2050東京戦略」に基づく事業のうち、
    - ✓ 成長の実現に向けた取組やAXの推進・規制改革の視点を踏まえた取組については、  
新規事業に加え、拡充事業も含めてシーリングの枠外
    - ✓ その他事業については、新規事業をシーリングの枠外
  - ・ 物価上昇による所要額については、シーリングの枠外
  - ・ 事業実績が目標を大きく下回るものなど、更なる見直しが必要な事業については、  
原則として総額でマイナス10パーセントのシーリング
- 評価の取組については、成果重視の視点から、特に補助事業の重点的な見直しを実施する  
とともに、類似事業の整理・統合の取組を徹底するなど、事業の実効性を高めつつ、  
効率性の更なる向上を推進

## 日程

10月下旬 各局からの予算要求締切り  
1 月下旬 令和 9 年度予算案発表予定

## 【問合せ先】

財務局主計部財政課  
電話 03-5388-2669

令和8年7月31日

各局長、子供政策連携室長、  
各本部長、中央卸売市場長、  
各地方公営企業管理者、教育長、  
各行政委員会事務局長、  
警視総監、消防総監

殿

東京都副知事

山下 聡

宮坂 学

佐藤 智秀

佐藤 章

( 公印省略 )

令和9年度予算の見積りについて（依命通達）

我が国の景気の先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。

加えて、都の歳入の根幹をなす都税収入は、法人関係税収の占める割合が高く、元来、景気動向に左右されやすい不安定な構造にある。令和7年度は企業収益が堅調に推移したこと等により、都税収入は増収となったものの、今後の景気動向の不透明性を踏まえると、現時点では、都の財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にある。

このように、社会経済情勢の先行き不透明な状況が続く中、我が国は、資源・エネルギー、気候変動、人口減少など、国家的な課題が山積しており、日本全体の持続可能性が問われている。国においては、強い経済の好循環を成し遂げるため、未来への投資を促進する成長戦略を策定しており、都は、首都東京の責務として、東京が持つポテンシャルを最大限に活かし、日本全体の成長につなげることが重要である。こうした認識のもと、「2050 東京戦略」の目指すビジョンを実現していくためには、すべての「人」が輝く社会に向けて着実に取組を進めると同時に、成長に向けた戦略的投資の加速や、AX（AI トランスフォーメーション）・規制改革の強力な推進により、

成長への道筋を描き、東京から日本全体の成長をリードしていくことが必要である。

とりわけ、「人」を中心に据えた施策展開を一層推進することが重要である。未来を担う子供・若者の成長を支える教育の充実や、結婚・出産・子育てを希望する方の「叶えたい」を強力に後押しする切れ目のない支援など、チルドレンファーストの取組を一層強化することが不可欠である。同時に、女性活躍推進に向けた取組の更なるアップデートや高齢者施策の強化、誰もが安心して暮らし働ける環境づくりなどにより、一人ひとりが輝き、自分らしく活躍できる社会を実現していかなければならない。

また、成長に向けた課題解決を東京が牽引し、国際競争力を強化することが重要である。未来を切り拓くイノベーションの創出に向け、中小企業やスタートアップの挑戦を後押しすることや、国際金融都市としての地位確立、成長を支えるA Xの推進が不可欠である。あわせて、活力とゆとりのあるまちづくり・住まいの充実・強化をはじめ、東京グリーンビズの推進や農林水産業の活性化、持続可能な観光産業振興、江戸の歴史・文化の発信や多摩・島しょの振興など、成長と成熟が両立する東京の多様な魅力を磨き上げる取組も着実に進めていかななくてはならない。

さらに、持続可能な都市、その土台となる東京のレジリエンスを一層向上させるためには、都民の命と暮らしを守る「首都防衛」の取組が重要である。風水害、大規模地震や火山噴火への備えなど、減災効果が極めて高く、国力にも直結する集中投資を強化するとともに、厳しさを増す暑さや巧妙化・高度化するサイバー攻撃等、顕在化した新たなリスクへの対策等も推進し、強靱な都市を創り上げていかなければならない。また、物価高騰への対応や治安対策など都民の安全・安心の確保に取り組んでいくことも不可欠である。加えて、世界のモデルとなる脱炭素社会の実現や、成長につながるエネルギー構造の転換等に向け、取組の更なる加速化も必要である。

こうした施策を力強く展開していくための鍵となるのが、都政運営におけるA Xの推進であり、更なるA I導入・利活用の徹底や、データ連携を通じたA I利活用の高度化、A Iを前提に業務の仕組みそのものを変えるB P RやB P X（組織を越えた業務改革）などに取り組む必要がある。これにより、都政のクオリティ・オブ・サービスの向上を図るとともに、仕事の進め方を新たな発想で見直すことで、持続可能な執行体制を構築し、都庁の力を維持・向上させていくことが重要である。

さらには、事業展開のスピードアップを図り、都民に対し、一層施策の効果を素早

く届けるとともに、都民の理解や行動を促し、事業目標の達成に貢献する伝わる広報を一層効率的・効果的に推進するなど、従来の発想から転換を図り、都民目線に立って、取組を進めていかなければならない。

このように、都政を取り巻く環境が目まぐるしく変化する中、変化する時代のニーズを的確に捉えて、成果重視の視点に基づく施策構築を図っていくためには、政策や事業を不断に見直していくことが重要である。このため、政策評価、事業評価及びグループ連携事業評価において、K P I の設定はもとより、実績を踏まえた補助事業の重点的な見直しを実施するとともに、類似事業の整理・統合の取組を徹底するなど、効率性・実効性の高い施策構築に向けた取組を一層強化していく。

同時に、将来にわたり財政面での持続可能性を確保する観点から、各局における見直りの段階においても、見直すべき事業を確実に見直し、無駄を無くすための取組を一層推進する。

その上で、都債や基金といったこれまでに培ってきた財政の対応力を、将来負担を見据えながら適切に活用し、山積する都政の諸課題の解決に取り組んでいく。

一方、令和8年度与党税制改正大綱では、地方法人課税や固定資産税に係る不合理な追加的措置の検討が明記されているが、都は断固反対である。今取り組むべきことは、限られたパイを奪い合うのではなく、パイそのものを拡大させ、東京を含めた地方全体の成長につなげていくことであり、地方交付税制度を含む地方税財政制度全体の見直しが必要である。

令和9年度予算は、日本の成長を牽引する施策を先手先手で展開することで、東京の飛躍的な成長につなげ、「2050 東京戦略」が目指す「世界で一番の都市・東京」を実現する予算として、

第一に、東京が日本の成長を牽引するため、時代の変化・変革を先読みし、社会の構造を変えていく視点を持って、未来を切り拓く施策を積極果敢に展開していくこと

第二に、都政運営におけるA Xの推進により、都民サービスの質の向上や業務の見直しを図るとともに、変化する時代のニーズを的確に捉えた、成果重視の視点に基づく事業の見直しを一層推進することにより、強靱で持続可能な財政基盤を堅持することを基本として編成することとする。

令和9年度予算の見積りに当たり、各局は、この方針の下、下記により予算見積書を作成し、別に定める期日までに提出されたい。

この旨、命によって通達する。

## 記

- 1 令和9年度予算は、東京が日本の成長を牽引するため、時代の変化・変革を先読みし、社会の構造を変えていく視点を持って、未来を切り拓く施策を積極果敢に展開していくと同時に、都政運営におけるA Xの推進により、都民サービスの質の向上や業務の見直しを図るとともに、変化する時代のニーズを的確に捉えた、成果重視の視点に基づく事業の見直しを一層推進することにより、強靱で持続可能な財政基盤を堅持するため、以下に掲げる方針に基づき、経費の見積りを行うこと。

- (1) 都の行う全ての施策及びその実施体制について、事後検証を一層強化し、制度や事務事業の根本に立ち返り、必要性や有益性等を厳しく吟味するとともに、時代の潮流を見極め、成果の乏しい事業など抜本的な対策が必要な課題に対しては、時機を逸することなく直ちに対応を図るなど、必要な見直し・再構築を確実に行うこと。

また、経費の見積りに当たっては、最少のコストで最大のサービスを目指し、民間の発想に基づく様々な手法を取り入れるなど、今まで以上に創意工夫を凝らすことはもとより、民間・他自治体等における先行事例との積算の比較等により、経費の妥当性を徹底的に検証するなど、一層のコストの縮減を図るとともに、質の確保やサービスの向上の観点も踏まえつつ、過去の決算や執行状況について徹底した分析・検証を行い、事業の評価や実績を踏まえた見積りとする。

評価の取組については、政策評価、事業評価及びグループ連携事業評価を一体的に実施し、「2050 東京戦略」の事業についてK P Iの確実な設定及び検証を行うことはもとより、成果重視の視点から、特に補助事業については重点的な見直しを実施するとともに、類似事業の整理・統合の取組を徹底するなど、事業の実効性を高めつつ、効率性の更なる向上を図ること。

- (2) 「2050 東京戦略」については、「『2050 東京戦略』の推進について（依頼）」（令和8年7月31日付8政計第149号）に基づき、事業案を作成し、必要な経費を要求すること。

特に、成長領域の創出・拡大、成長の源泉の確保、いつ来てもおかしくない脅威などから都民を守る取組などの成長の実現に向けた取組、A Iの徹底的な利活用や組織を越えたデータ連携などを通じたA Xの推進に係る取組、社会経済環境の変化を踏まえた制度・仕組みの見直しなど規制改革の視点を踏まえた取組について、積極的に事業案を検討すること。

なお、事業案のうち、成長の実現に向けた取組やA Xの推進・規制改革の視点を踏まえた取組に係る新規・拡充事業及びその他の新規事業に係る経費についてはシーリングの枠外とするが、要求に当たっては、これまでの取組の状況や新たな施策展開に対する事業の効率性・実効性等について、事業評価の取組を強化すること等により、十分に分析・検証を行うこと。

- (3) 「都政の構造改革」については、「シン・トセイX」で示した視点を踏まえながら、都民が真に「実感」できるクオリティ・オブ・サービスをより一層高めるために必要となる経費を確実に見積もること。その際、あらゆる分野でA Xを推進するとともに、仕事の抜本的な見直しを進め、都民サービスの質の向上と業務の生産性向上につなげること。

- (4) 子供の笑顔あふれる東京の実現に向けた子供政策の推進については、「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2026」に基づき、政策全般を子供の目線に立って徹底的に捉え直し、子供を取り巻く状況を踏まえた多様な取組の強化に向けて、必要となる経費を要求すること。

また、結婚・子育て支援策の更なる推進については、「～「叶えたい」を支えたい～ 結婚・子育て支援策の推進に向けた論点整理 2026」に基づき、都民の不安や悩みに寄り添いながら、都特有の課題等を踏まえ、幅広い政策分野における取組を更に強化し加速するため、必要となる経費を要求すること。

- (5) 大学研究者及び都民による事業提案制度に基づき構築する事業については、東京に集積されている知や都民の意見を都政の喫緊の課題解決や東京の未来の創出に資する事業構築に活かすという制度の趣旨に鑑み、都民による投票の結果を踏まえ、所要額を見積もること。

また、職員による事業提案制度に基づき構築する事業については、予算編成過程に職員の声を直接反映させることで、職員の経験や知識を活かした実効性の高い施策を立案していくという制度の趣旨を踏まえ、積極的に検討を図った上で、所要額を見積もること。

なお、これらの経費については、シーリングの枠外とするが、これまでに事業化した大学研究者による事業提案のうち、計画に基づく2年目以降の経費については、計画の執行状況等を踏まえた所要額を見積もること。

- (6) 経費については、別紙の基準に基づいて区分し、所要額を見積もること。

なお、特例的取扱いを別紙のとおり定めるので、各局において、事業見

直しや歳入の確保などを積極的に行うこと。

ア 義務的経費については、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査した上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

イ 自律的経費については、経常的・定型的な事業に対し、各局が分析・検証を通じた自主的・自律的な見直し・再構築を行い、各局の責任において規模・単価等積算根拠を十分に精査した上で、原則として令和８年度予算額の範囲内で過去の決算等を踏まえて所要額を見積もること。

なお、事業実績が目標を大きく下回るものや、執行率が一定の水準に達していない事業など、更なる見直しが必要な事業については、原則として令和８年度予算額に対して総額で 10 パーセント減の範囲内で所要額を見積もること。ただし、これにより難しいときは、事前に財務局と協議の上、必要な経費を要求すること。

ウ 政策的経費については、事業の必要性などの検証をあらゆる角度から徹底して行うとともに、全体計画など後年度の負担はもとより、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠についても十分に精査した上で、必要な経費を適切に見積もること。なお、後年度負担については、市場における物価上昇の動向も考慮の上、精査すること。

要求額については、原則として令和８年度予算額の範囲内とするが、事業実績が目標を大きく下回るものや、執行率が一定の水準に達していない事業など、更なる見直しが必要な事業については、原則として令和８年度予算額に対して総額で 10 パーセント減の範囲内で所要額を見積もること。ただし、これらにより難しいときは、事前に財務局と協議の上、必要な経費を要求すること。

エ 指定事業については、別途財務局が指定することとし、過去の決算等の分析・検証を踏まえて規模・単価等積算根拠を十分に精査し、事前に財務局と調整の上、必要な所要額を算定し、これを見積額とすること。

(7) 全ての事業について、期限を定めることを原則とするとともに、終期を迎える事業については、事業評価を通じた事後検証を徹底して行うことで、一層無駄を無くすとともに、事業の有効性・実効性の確保につなげていくこと。

加えて、事業展開のスピードアップを図り、政策の効果を素早く都民に

届ける観点から、事業の開始時期を改めて検証するとともに、迅速な効果発現に向けて事業計画の更なる工夫を図ること。

また、都民目線で伝わる広報を推進するため、事業の目的・ターゲットに応じた広報の目標設定や最適なコンテンツ制作、着実な効果検証など、事業計画と広報戦略を一体的に検討した上で、戦略的な広報に必要な経費を見積もること。

- (8) 新規事業及びレベルアップ事業については、事業の必要性などを厳しく見極めるとともに、施策のスクラップ・アンド・ビルドを徹底する観点から、既存事業の見直し・再構築を前提として、都政の重要課題への集中的な対応に向けて、運営費を含め、後年度負担を明らかにした上で、必要な経費を見積もること。

- (9) 物価上昇分については、近年の物価上昇が続く状況を踏まえ、事業者間における円滑な価格転嫁を促進するため、物価上昇による所要額を確実に見積もること。

なお、物価上昇による所要額については、シーリングの枠外とする。

- 2 職員定数については、採用環境が厳しさを増す中、限られた人員で最大の効果を上げるため、A I を前提としたB P Rを徹底するなど、業務の見直し及び効率化に計画的に取り組むこと。

あわせて、業務動向を踏まえて既存事業の執行体制を精査し、重要課題に重点的に人員を配置する観点からマンパワーシフトを図るとともに、専門性に着目した人材活用を進めることにより、組織の課題対応力を高め、都政の重要課題や新たな行政需要への対応力を強化していくこと。

これらの取組を総合的に進めることにより、効率的かつ生産性の高い持続可能な執行体制の構築を進めていくこと。

なお、持続可能な執行体制の構築に向けて、A I を前提としたB P Rの徹底等により既存業務の見直しや効率化を図る場合の経費については、シーリングの枠外とする。

- 3 東京都政策連携団体については、「都庁グループ」の一員として、新たな都政課題や都民ニーズに的確に対応していく責を有していることから、これまで以上に都との連携を強化するとともに、都の施策や団体を取り巻く環境の変化に応じて、団体の在り方や事業について不断の見直しを行い、A I 利活用の徹底等によるA Xの推進をはじめとした多様な視点による経営改革を進めるとともに、不透明な社会経済状況を踏まえた歳出の精査など、適切な指

導監督を行うこと。

特に、政策連携団体に対する財政支出については、グループ連携事業評価の取組を通じ、より成果重視の視点で適切に評価を行うなど、都庁グループ全体で都事業としての事業効果や効率性を高めること。

また、政策連携団体の経営の効率化、自立化の促進及び都と政策連携団体等との役割分担の観点から、補助及び委託の内容、方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

なお、事業協力団体に対する財政支出についても、事業評価の取組を通じた事後検証を踏まえ、内容や方法などを改めて検証した上で、所要額を見積もること。

- 4 各種補助事業については、時代状況の変化を踏まえた必要性の検証、区市町村や民間との役割分担、費用対効果、補助率の更なる適正化などの観点から、個々の事業ごとに十分に精査・検証するとともに、成果重視の視点も踏まえ、積極的に見直すこと。特に、補助率が2分の1を超える事業については、制度創設時の趣旨に立ち返り、その必要性などを十分検証した上で要求すること。

また、都から区市町村への財政支援については、地方分権を推進する観点から、区市町村の自主性・自立性の更なる向上を図るという視点に立って、補助事業の整理合理化、補助率の適正化、統合・重点化等の見直しを積極的に図ること。

- 5 庁舎などあらゆる施設の新築、改築及び改修等については、「第三次主要施設10か年維持更新計画」における今後の維持更新の考え方に基づき、事業の在り方を踏まえた整備の必要性の検証、手法やコストなどの十分な精査はもとより、迅速な供用開始につなげる観点から、整備計画の見直しなど更なる工夫を凝らした上で、市場の動向を反映し、所要額を見積もること。

事業用地の先行取得に係る経費については、事業そのものの必要性などを十分検証した上で要求すること。

また、施設の管理運営等において、既存施設も含め、事業評価の取組を強化し、民間活力を適正かつ積極的に活用するなど、効率的な執行体制の実現に努めること。

- 6 デジタルサービスについては、「東京都デジタルサービス開発・運用規程」に基づき、プロジェクト監理を適切に実施し、企画段階からデザイン思考を徹底するとともに、ユーザビリティの観点から評価・検証を行い、その結果を踏まえた改善を継続することにより、品質確保及び向上に努めること。

また、情報システムについては、「東京都デジタルサービスの開発・運用に係る行動指針」における行動規範を踏まえた都政のクオリティ・オブ・サービスの向上や、デジタル技術を活用した業務の効率化の視点から、費用対効果を検証し、有効性に乏しいシステムは廃止を含め抜本的に見直すこととし、効率的なシステム運用を行うこと。

なお、その経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、システム構築については、業務改善の視点に立ち、対象業務を精査した上で、後年度の負担を含めた費用対効果を明らかにすること。

- 7 国際会議への参加、海外他都市等の調査及び職員からの企画提案等による海外の調査研究の実施については、オンラインでの参加等も含めて積極的に推進すること。

特に、国際競争力強化プロジェクトについては、職員の国際感覚の醸成や海外の先進的な知見の獲得により、柔軟な発想による新たな施策展開につながることから、その成果を積極的に施策構築に反映すること。

- 8 「東京都職員「ライフ・ワーク・バランス」推進プラン～職員誰もが生活と仕事とを両立しながら、いきいきと活躍できる都庁へ～」の趣旨を踏まえ、超過勤務の縮減に引き続き努める一方で、時間外勤務手当については、実績等を踏まえて適切に見積もること。

- 9 歳入の見積りに当たっては、財源の的確な把握はもとより、事業評価の取組を強化した上で、更なる収入確保を図ること。

(1) 都税収入については、引き続き徴税努力を行い、徴収率の一層の向上を図ることにより、収入の確保に努めること。

(2) 国庫支出金については、国の経済・財政一体改革や予算編成の動向を踏まえつつ、都にとって不合理な制度設計や運用等のないよう関係省庁に対し、強く求めるとともに、都の施策実施上、真に必要と認められるものに関しては、積極的な確保に努めること。

(3) 使用料及手数料については、受益者負担の適正化を図る観点から、原価計算に基づき見直しを行うこと。

(4) 財産収入については、未利用財産の活用などを積極的に進め、収入の確

保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入などの債権については、債権管理の一層の適正化を図ることにより、収入の確保に努めること。

(6) 集中的・重点的な財源投入により、積極的に施策展開を行う取組については、充当可能な基金の活用に努めること。

10 予算の見積りに当たっては、法令等の遵守はもとより、より良い都政の実現というコンプライアンスの観点から、事業内容について、関係法令の制定趣旨や事業の目的に鑑み妥当であるか、都民が期待する都政の使命を果たすものとなっているか、想定される事業効果に対し適切な事業構築がなされているかなどを十分に検証すること。

11 公営企業管理者においては、所管事業の経営状況を的確に踏まえ、更なる企業努力の徹底により、事務事業や執行体制について不断の検証を徹底し、職員定数の一層の見直しを進めるなど、経費を十分に精査し、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

| 区 分   | 経 費 の 内 容                                                                                                                                                                                 |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 義務的経費 | <p>予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、基礎的計数の精査により経費が積算されるもの</p> <p>① 給与関係費（時間外勤務手当等を除く。）</p> <p>② 公債費及び過年度分利子補給経費</p> <p>③ 税連動経費及びこれに準ずる経費</p>                                                      |
| 自律的経費 | <p>予算額の算定に当たって、政策的判断の余地が少なく、各局がその責任において自律的に取り組むべき事務事業に要する経費</p> <p>① 管理事務費、施設運営事務費、維持管理費（情報システム経費を含む。ただし、システムの改善に要する経費は除く。）、法令運用事務経費その他経常的・定型的な経費</p> <p>② 投資的経費のうち、その内容が経常的・維持補修的なもの</p> |
| 政策的経費 | <p>事務事業の構築や予算額の算定に当たって、政策的判断を要する経費</p>                                                                                                                                                    |
| 指定事業  | <p>一定以上の規模を有し、その性質上シーリングになじまないと考えられる事業のうち、別途財務局が指定するもの</p>                                                                                                                                |

【特例的取扱い】

- ① 特定財源が事業費と同額又はこれを上回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。
- ② 特定財源が確実に増となると見込まれることにより、一般財源が前年度と同額又はこれを下回る事業については、シーリングの枠外とすることができる。

- ③ 人員削減を伴う事業の見直しを行った場合には、人件費を含めた事業見直しによる効果分について、シーリングによる削減分として取り扱うことができる。